

## 15. 薬液注入工法の管理について

## 薬液注入工法の管理について

昭和52年4月21日 建設省官技発第157号

建設大臣官房技術参事官から  
各地方建設局長  
土木研究所長  
建築研究所長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長  
関係公団担当理事  
各都道府県関係部長  
各政令指定都市関係局長あて

薬液注入工法は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日付け、建設省官技発第160号）に基づき使用されているところであるが、その趣旨の一層の徹底を図るため、下記事項に留意し、所管の発注工事の管理につき適切な措置を講じられたい。

### 記

1. 薬液注入工法を使用する場合には、事前に施工者側の現場責任者の経歴書を提出させて、当該工法の安全な使用に関し十分な技術的知識と経験を有する技術者であることの確認を行うこと。
2. 薬液注入工事の着手前に施工者に当該工事の詳細な施工計画書を提出させること。
3. 薬液注入工事が安全に施工されていることを確認するため発注者、請負者及び薬液注入工事の施工者で構成される薬液注入工事管理連絡会を設けること。